



7月3日から相談窓口を拡大します

生活にお困りの方は  
ご相談ください



生活・仕事・家計などの困りごとへの相談支援の充実を図るため、支援体制の拡充などを行います。

「いたばし暮らしのサポートセンター」の赤塚・志村分室を開設します

「いたばし生活仕事サポートセンター」を「いたばし暮らしのサポートセンター」に名称変更し、新たに赤塚・志村に分室を開設します。

▶開所日=平日、9時~17時 ▶ところ=赤塚・志村福祉事務所 ▶業務内容=生活に関わる相談、訪問支援・伴走型支援による生活困窮者相談支援 ▶対象=区内在住で、生活・仕事・家計などに悩みを抱える方 ▶問=いたばし暮らしのサポートセンター板橋本部 ☎6912-4591・赤塚分室 ☎6904-1332・志村分室 ☎5948-7088



ひきこもり相談窓口を開設します

▶開所日=平日(グリーンホール休館日を除く)、9時~17時 ▶ところ=グリーンホール4階 ▶内容=支援コーディネーターによる継続的な相談、伴走型支援 ▶対象=区内在住で、ひきこもりに関する悩みや不安を抱える方とその家族 ▶相談専用電話=ひきこもり相談窓口 ☎6909-6218

ひとり親家庭相談窓口を開設します

▶開所日=平日(グリーンホール休館日を除く)・第2日曜、9時~17時※火曜は19時まで。 ▶ところ=グリーンホール4階 ▶内容=専門相談員によるひとり親世帯のライフプランの相談支援、弁護士による法律相談、各種セミナーによる離婚前後の支援など ▶対象=区内在住で、生活・家計・離婚の問題で悩みを抱えるひとり親家庭の方、離婚を考えている保護者 ▶相談専用電話=ひとり親家庭相談窓口 ☎6909-6205

問 合

生活支援課自立支援係 ☎3579-2455

電動キックボードなどの  
新たな交通ルールが始まります



7月から、道路交通法の改正により、特定小型原動機付自転車(電動キックボードなど)の新たな交通ルールが始まります(表参照)。交通ルールを守って、安全に走行しましょう。

㊤特定小型原動機付自転車とは

- 原動機付自転車のうち、次の要件を満たすもの
- 最高速度が時速20km以下
- 定格出力が0.6kW以下
- 車体の長さが190cm以下
- 車体の幅が60cm以下 など

㊤特例特定小型原動機付自転車とは

- 特定小型原動機付自転車のうち、次の要件を満たすもの
- 最高速度が時速6km以下
- 最高速度表示灯を点滅させること など

【㊤㊤いずれも】

16歳未満の運転不可※ナンバープレートの取付が必要。  
※利用者のヘルメットの着用が努力義務となっています。  
※詳しくは、警視庁ホームページをご覧ください。



表 7月1日からの変更点(原動機付自転車の区分など)

変更前	変更後			
	区分	法定速度・最高速度	運転免許	歩道の走行
原動機付自転車	一般原動機付自転車	法定速度時速30km	必要	不可
	特定小型原動機付自転車	最高速度時速20km以下	不要	不可
	特例特定小型原動機付自転車	最高速度時速6km以下	不要	標識などにより通行可能な歩道あり※要件あり

問 合

- 交通安全に関すること…板橋警察署 ☎3964-0110、志村警察署 ☎3966-0110、高島平警察署 ☎3979-0110、板橋区土木計画・交通安全課交通安全係 ☎3579-2517
- ナンバープレートに関すること…課税課税務係 ☎3579-2095